

当初申告において申告書Bを使用した方の修正申告書の記載例

当初申告において申告書Bを使って不動産所得の申告をした方で、後に不動産所得金額に異動があることが判明した場合

修正申告をする場合は、「修正」と記入します。

**手順1**  
5ページ参照

青色申告者は、青色の文字を○で囲みます。

**手順2**  
6ページ参照

**手順3**  
12ページ参照

FA0122

〇〇市△△町×-××-×

国税 太郎

3481116

収入金額等	所得金額	所得から差し引かれる金額
事業等⑦		
農業⑧		
不動産⑨	14100000	
利子⑩		
配当⑪		
雑給⑫		
公的年金等⑬		
雑所得⑭		
総合課税⑮		
一時所得⑯		
事業⑰		
農業⑱		
不動産⑲	5330000	
利子⑳		
配当㉑		
雑給㉒		
雑損控除㉓		
医療費控除㉔		
社会保険料控除㉕	897680	
小規模企業共済等控除㉖		
生命保険料控除㉗	50000	
地震保険料控除㉘	12000	
寄附金控除㉙		
寡婦・寡夫控除㉚	0000	
勤労学生・障害者控除㉛	0000	
配偶者特別控除㉜	380000	
扶養控除㉝	760000	
基礎控除㉞	380000	
合計㉟	2479680	

税	計算	その他
課税される所得金額	2850000	
①-⑤又は第三表上の⑥に対する税額又は第三表の⑥	187500	
配当控除		
(特定増改修等)住宅借入金等特別控除		
政党等寄附金等特別控除		
住宅ローン等特別控除		
住宅取得等特別控除		
住宅取得等特別控除		
雑引所得税額	187500	
災害減免額		
再算引所得税額(基本所得税額)	187500	
復興特別所得税額(税率×2.1%)	3937	
所得税及び復興特別所得税の額(④+⑤)	191437	
外国税額控除		
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額		
所得税及び復興特別所得税の青色申告税額	191400	
所得税及び復興特別所得税の平素納税額(課税部分-課税部分)	170600	
所得税及び復興特別所得税の納める税金(⑧-⑨)	80800	
配偶者の合計所得金額		
専従者給与(控除)額の合計額		
青色申告特別控除額	100000	
雑損-一般損失(所得税計算上)所得税の源泉徴収税額		
本年で差し引く繰越損失額		
平均課税対象金額		
変動・臨時所得金額		
延滞納の出		
延滞納届出額	0000	
滞り付された税金の所		
滞り付された税金の所		

マイナンバー（個人番号）を記入する必要があります。

明治「1」、大正「2」昭和「3」、平成「4」

申告書第五表（修正申告用・別表）を併せて使用するため、修正の文字を○で囲みます。

**手順4**  
21ページ参照

○黒字の場合…  
100円未満の端数を切り捨てた金額（黒字の金額が100円未満の場合は「0」）を記入します。

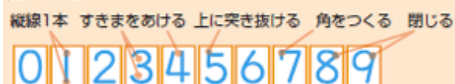
○赤字の場合…  
金額の頭に「△」又は「-」をつけてそのままの金額を記入します。

**手順5**  
25ページ参照

該当する事項がある方のみ記入します。

- ◎ 申告書は複写式になっています。申告書第一表と第二表を折りたたんだまま記入せず、広げるか、中央のミシン線で切り離してから記入します。
- ◎ 申告書は、黒いインクのボールペンで、強く記入します。  
※ この記載例では、記入した部分を便宜上青色で表示しています。
- ◎ 申告書の該当する箇所は必ず記入します。
- ◎ 2枚目は複写式の控えになっていますが、取り外して使用しても差し支えありません。申告書を提出するときは、2枚目は取り外してください。
- ◎ この記載例では、「平成28年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の該当ページを示しています。詳細については、「平成28年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」を参照してください。
- マス目に数字を記入する場合は、記入例①にならって、マス目の中に丁寧に記入してください。
- 1億円以上の金額がある場合は、記入例②にならって記入してください。
- 訂正する場合は、記入例③にならって、訂正する文字を二重線で抹消し、上の欄などの余白に適宜記入してください。

記入例①



記入例②



記入例③



修正申告書の記載について

◎ 修正申告書の作成に当たっては、修正前の課税額を申告書第五表（修正申告用・別表）に修正申告額を申告書B第一表に記入します。

また、分離課税の所得がある場合には、併せて申告書第三表（分離課税用）を、前年以前からの繰越損失を本年分の所得から差し引くと赤字になる場合又は平成28年分の所得が赤字になる場合には、申告書第四表（損失申告用）を併せて使用します。

◎ 詳細については、「平成28年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」及び申告書第五表（修正申告用・別表）控用裏面の「書き方とご注意」を参照してください。

(修正申告により異動する事項)	修正前	修正後
不動産所得の金額	5,180,000円	5,330,000円

平成 28 年分の 所得税及び復興特別所得税の修正申告書 (別表) FA0047

<p>住所 (又は事務所、居所など) <span style="font-size: 1.2em;">〇〇市△△町×-××-×</span></p> <p>フリガナ <span style="font-size: 1.2em;">コクゼイ タロウ</span></p> <p>氏名 <span style="font-size: 1.2em;">国税 太郎</span></p> <p>整理番号 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">  </span> 一連番号 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">  </span></p>	<p>第五表</p> <p>平成二十六年分以降降用</p>																																																																													
<p>○ 修正前の課税額 (単位は円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>総合課税の所得金額</td><td>①</td><td></td></tr> <tr><td>業 業 業</td><td>②</td><td></td></tr> <tr><td>不 動 産</td><td>③</td><td style="text-align: right;">5180000</td></tr> <tr><td>利 子</td><td>④</td><td></td></tr> <tr><td>配 当</td><td>⑤</td><td></td></tr> <tr><td>給与</td><td>⑥</td><td></td></tr> <tr><td>雑</td><td>⑦</td><td></td></tr> <tr><td>総合譲渡・一時</td><td>⑧</td><td></td></tr> <tr><td>合 (①から⑧までの合計)</td><td>⑨</td><td style="text-align: right;">5180000</td></tr> </table>	総合課税の所得金額	①		業 業 業	②		不 動 産	③	5180000	利 子	④		配 当	⑤		給与	⑥		雑	⑦		総合譲渡・一時	⑧		合 (①から⑧までの合計)	⑨	5180000	<p>税金の計算</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>復興特別所得税額 (④×2.1%)</td><td>④8</td><td style="text-align: right;">3622</td></tr> <tr><td>所得税及び復興特別所得税の額 (④+④8)</td><td>④9</td><td style="text-align: right;">176122</td></tr> <tr><td>外国税額控除</td><td>⑤0</td><td></td></tr> <tr><td>所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額</td><td>⑤1</td><td></td></tr> <tr><td>所得税及び復興特別所得税の申告納税額 (④9-⑤1)</td><td>⑤2</td><td style="text-align: right;">176100</td></tr> <tr><td>所得税及び復興特別所得税の予定納税額 (第1期分・第2期分)</td><td>⑤3</td><td style="text-align: right;">110600</td></tr> <tr><td>所得税及び復興特別所得税の納める税金 (⑤2-⑤3)</td><td>⑤4</td><td style="text-align: right;">65500</td></tr> <tr><td>所得税及び復興特別所得税の第3期分の税額 (⑤3-⑤4)</td><td>⑤5</td><td style="text-align: center;">△</td></tr> </table>	復興特別所得税額 (④×2.1%)	④8	3622	所得税及び復興特別所得税の額 (④+④8)	④9	176122	外国税額控除	⑤0		所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	⑤1		所得税及び復興特別所得税の申告納税額 (④9-⑤1)	⑤2	176100	所得税及び復興特別所得税の予定納税額 (第1期分・第2期分)	⑤3	110600	所得税及び復興特別所得税の納める税金 (⑤2-⑤3)	⑤4	65500	所得税及び復興特別所得税の第3期分の税額 (⑤3-⑤4)	⑤5	△																										
総合課税の所得金額	①																																																																													
業 業 業	②																																																																													
不 動 産	③	5180000																																																																												
利 子	④																																																																													
配 当	⑤																																																																													
給与	⑥																																																																													
雑	⑦																																																																													
総合譲渡・一時	⑧																																																																													
合 (①から⑧までの合計)	⑨	5180000																																																																												
復興特別所得税額 (④×2.1%)	④8	3622																																																																												
所得税及び復興特別所得税の額 (④+④8)	④9	176122																																																																												
外国税額控除	⑤0																																																																													
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	⑤1																																																																													
所得税及び復興特別所得税の申告納税額 (④9-⑤1)	⑤2	176100																																																																												
所得税及び復興特別所得税の予定納税額 (第1期分・第2期分)	⑤3	110600																																																																												
所得税及び復興特別所得税の納める税金 (⑤2-⑤3)	⑤4	65500																																																																												
所得税及び復興特別所得税の第3期分の税額 (⑤3-⑤4)	⑤5	△																																																																												
<p>所得から差し引かれる金額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>雑損控除</td><td>⑫</td><td></td></tr> <tr><td>医療費控除</td><td>⑬</td><td></td></tr> <tr><td>社会保険料控除</td><td>⑭</td><td style="text-align: right;">897680</td></tr> <tr><td>小規模企業共済等掛金控除</td><td>⑮</td><td></td></tr> <tr><td>生命保険料控除</td><td>⑯</td><td style="text-align: right;">50000</td></tr> <tr><td>地震保険料控除</td><td>⑰</td><td style="text-align: right;">12000</td></tr> <tr><td>寄附金控除</td><td>⑱</td><td></td></tr> <tr><td>寡婦・寡夫控除</td><td>⑲~⑳</td><td style="text-align: right;">0000</td></tr> <tr><td>勤労学生・障害者控除</td><td>㉑~㉒</td><td style="text-align: right;">0000</td></tr> <tr><td>配偶者(特別)控除</td><td>㉓~㉔</td><td style="text-align: right;">380000</td></tr> <tr><td>扶養控除</td><td>㉕</td><td style="text-align: right;">760000</td></tr> <tr><td>基礎控除</td><td>㉖</td><td style="text-align: right;">380000</td></tr> <tr><td>合 (㉓から㉖までの合計)</td><td>㉗</td><td style="text-align: right;">2479680</td></tr> </table>	雑損控除	⑫		医療費控除	⑬		社会保険料控除	⑭	897680	小規模企業共済等掛金控除	⑮		生命保険料控除	⑯	50000	地震保険料控除	⑰	12000	寄附金控除	⑱		寡婦・寡夫控除	⑲~⑳	0000	勤労学生・障害者控除	㉑~㉒	0000	配偶者(特別)控除	㉓~㉔	380000	扶養控除	㉕	760000	基礎控除	㉖	380000	合 (㉓から㉖までの合計)	㉗	2479680	<p>○ 修正申告により増加する税額等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>所得税及び復興特別所得税の申告納税額の増加額</td><td>⑤6</td><td style="text-align: right;">15300</td></tr> <tr><td>所得税及び復興特別所得税の第3期分の税額の増加額</td><td>⑤7</td><td style="text-align: right;">15300</td></tr> </table>	所得税及び復興特別所得税の申告納税額の増加額	⑤6	15300	所得税及び復興特別所得税の第3期分の税額の増加額	⑤7	15300																																
雑損控除	⑫																																																																													
医療費控除	⑬																																																																													
社会保険料控除	⑭	897680																																																																												
小規模企業共済等掛金控除	⑮																																																																													
生命保険料控除	⑯	50000																																																																												
地震保険料控除	⑰	12000																																																																												
寄附金控除	⑱																																																																													
寡婦・寡夫控除	⑲~⑳	0000																																																																												
勤労学生・障害者控除	㉑~㉒	0000																																																																												
配偶者(特別)控除	㉓~㉔	380000																																																																												
扶養控除	㉕	760000																																																																												
基礎控除	㉖	380000																																																																												
合 (㉓から㉖までの合計)	㉗	2479680																																																																												
所得税及び復興特別所得税の申告納税額の増加額	⑤6	15300																																																																												
所得税及び復興特別所得税の第3期分の税額の増加額	⑤7	15300																																																																												
<p>税金の計算</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>課税される所得金額</td><td>⑩ 対応分</td><td style="text-align: right;">2700000</td></tr> <tr><td></td><td>⑪ 対応分</td><td style="text-align: right;">000</td></tr> <tr><td></td><td>⑫ 対応分</td><td style="text-align: right;">000</td></tr> <tr><td>税 額</td><td>⑬ 対応分</td><td style="text-align: right;">172500</td></tr> <tr><td></td><td>⑭ 対応分</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>⑮ 対応分</td><td></td></tr> <tr><td>計 (⑬+⑭+⑮)</td><td>⑯</td><td style="text-align: right;">172500</td></tr> <tr><td>配当控除</td><td>⑰</td><td></td></tr> <tr><td>区 分</td><td>⑱</td><td></td></tr> <tr><td>特定増改築等区 分</td><td>⑲</td><td></td></tr> <tr><td>住宅借入金等特別控除</td><td>⑳</td><td></td></tr> <tr><td>政党等寄附金等特別控除</td><td>㉑~㉒</td><td></td></tr> <tr><td>住宅耐震改修特別控除</td><td>㉓~㉔</td><td></td></tr> <tr><td>住宅特定改修・認定住宅新築等特別控除</td><td>㉕~㉖</td><td></td></tr> <tr><td>差引所得税額 (⑯-⑰-⑱-⑲-⑳-㉑-㉒-㉓-㉔-㉕-㉖)</td><td>⑳</td><td style="text-align: right;">172500</td></tr> <tr><td>災害減免額</td><td>㉗</td><td></td></tr> <tr><td>再差引所得税額 (差引所得税額)</td><td>㉘</td><td style="text-align: right;">172500</td></tr> </table>	課税される所得金額	⑩ 対応分	2700000		⑪ 対応分	000		⑫ 対応分	000	税 額	⑬ 対応分	172500		⑭ 対応分			⑮ 対応分		計 (⑬+⑭+⑮)	⑯	172500	配当控除	⑰		区 分	⑱		特定増改築等区 分	⑲		住宅借入金等特別控除	⑳		政党等寄附金等特別控除	㉑~㉒		住宅耐震改修特別控除	㉓~㉔		住宅特定改修・認定住宅新築等特別控除	㉕~㉖		差引所得税額 (⑯-⑰-⑱-⑲-⑳-㉑-㉒-㉓-㉔-㉕-㉖)	⑳	172500	災害減免額	㉗		再差引所得税額 (差引所得税額)	㉘	172500	<p>○ 修正申告によって異動した事項</p> <p>○ 所得金額に関する事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th>所得の種類</th><th>種目・所得の生ずる場所</th><th>収入金額</th><th>必要経費</th></tr> <tr><td>不動産</td><td>〇〇市△△町×-××-×</td><td style="text-align: right;">14,100,000円</td><td style="text-align: right;">8,770,000円</td></tr> </table> <p>異動の理由 <span style="font-size: 1.2em;">家賃収入計上もれ</span></p> <p>○ 事業専従者に関する事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th>氏名</th><th>氏名</th></tr> <tr><td>異動前</td><td>異動前</td></tr> <tr><td>異動後</td><td>異動後</td></tr> </table> <p>○ 所得から差し引かれる金額に関する事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th>所得控除の種類</th><th>所得控除額</th><th>異動の理由</th></tr> <tr><td></td><td>円</td><td></td></tr> </table> <p>○ 税金の計算に関する事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th>税額控除等の種類</th><th>税額控除額等</th><th>異動の理由</th></tr> <tr><td></td><td>円</td><td></td></tr> </table> <p>○ 住民税・事業税に関する事項</p> <p>配当に関する住民税の特例</p> <p>住 非居住者の特例</p> <p>民 配当割額控除額</p> <p>株式等譲渡所得割額控除額</p> <p>税 寄附金 都道府県 円 条例 都道府県 円</p> <p>税 額 市区町村 円</p> <p>指 定 分 市区町村</p> <p>非課税所得など 番号 所得金額 円</p> <p>事業 損益通算の特例適用前の不動産所得</p> <p>業 税 不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額</p> <p>事業用資産の譲渡損失など</p> <p>異動の理由</p>	所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	不動産	〇〇市△△町×-××-×	14,100,000円	8,770,000円	氏名	氏名	異動前	異動前	異動後	異動後	所得控除の種類	所得控除額	異動の理由		円		税額控除等の種類	税額控除額等	異動の理由		円	
課税される所得金額	⑩ 対応分	2700000																																																																												
	⑪ 対応分	000																																																																												
	⑫ 対応分	000																																																																												
税 額	⑬ 対応分	172500																																																																												
	⑭ 対応分																																																																													
	⑮ 対応分																																																																													
計 (⑬+⑭+⑮)	⑯	172500																																																																												
配当控除	⑰																																																																													
区 分	⑱																																																																													
特定増改築等区 分	⑲																																																																													
住宅借入金等特別控除	⑳																																																																													
政党等寄附金等特別控除	㉑~㉒																																																																													
住宅耐震改修特別控除	㉓~㉔																																																																													
住宅特定改修・認定住宅新築等特別控除	㉕~㉖																																																																													
差引所得税額 (⑯-⑰-⑱-⑲-⑳-㉑-㉒-㉓-㉔-㉕-㉖)	⑳	172500																																																																												
災害減免額	㉗																																																																													
再差引所得税額 (差引所得税額)	㉘	172500																																																																												
所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費																																																																											
不動産	〇〇市△△町×-××-×	14,100,000円	8,770,000円																																																																											
氏名	氏名																																																																													
異動前	異動前																																																																													
異動後	異動後																																																																													
所得控除の種類	所得控除額	異動の理由																																																																												
	円																																																																													
税額控除等の種類	税額控除額等	異動の理由																																																																												
	円																																																																													

修正前の金額を転記

修正前の金額を転記

申告書第五表控用裏面の「書き方とご注意」参照

※ 記載例中における社会保険料の金額は、実際の金額とは異なります。